

6. 関係機関の取組について



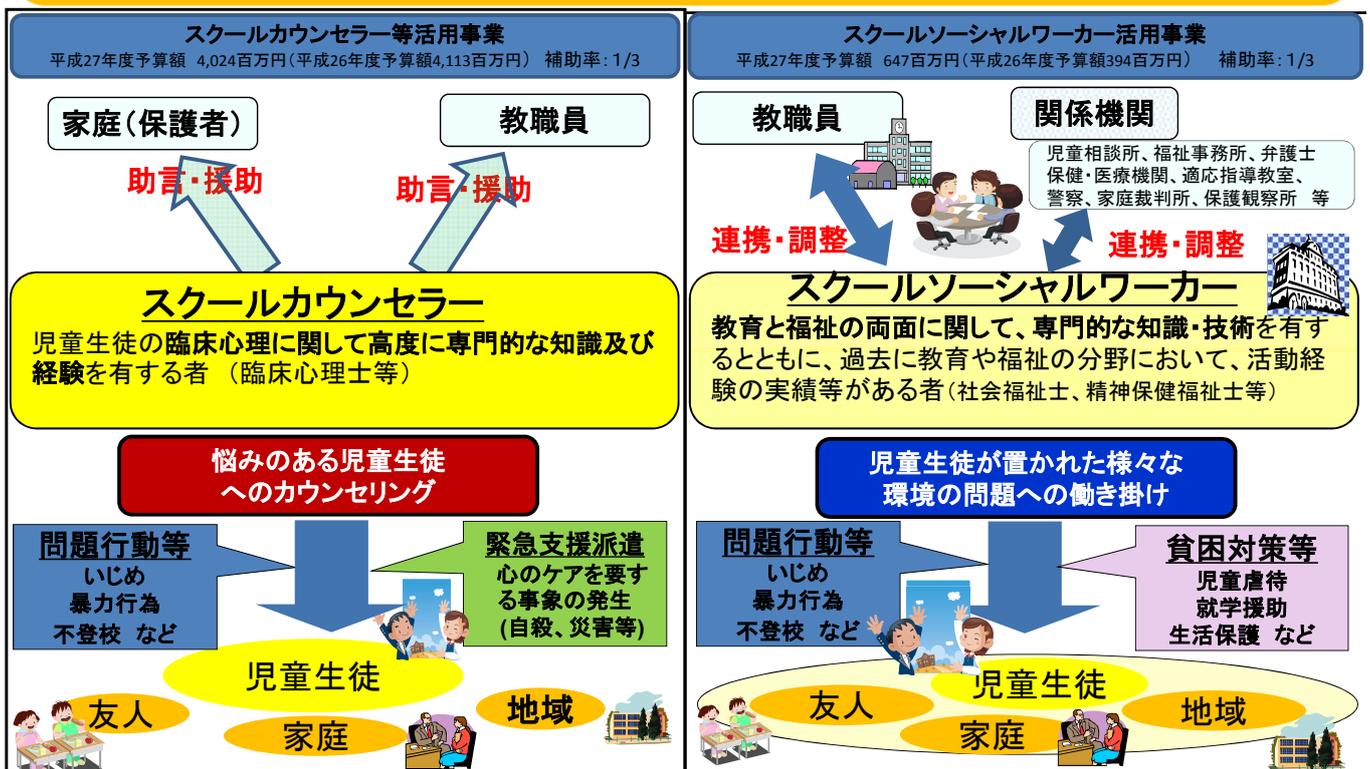
文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN 63

(1) 学校における取組

学校における教育相談体制の充実に向けて

多様な社会的な背景により課題を抱える児童生徒に対する教育相談を充実していくためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、教員とは異なる専門性や経験を有する専門的なスタッフを学校に配置し、教員とともに、その専門性を発揮していくことが重要である。



(2) 母子保健・福祉部局におけるアウトリーチ支援の主な取組

○乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供や、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う。

(主な支援内容)

- ・育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
- ・乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境を把握し、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。
- ※訪問スタッフには、保健師、助産師、看護師のほか、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する(事前に研修を実施)。

○養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う。

(主な支援内容)

- ・安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談支援
- ・出産後間もない時期の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談支援
- ・虐待のおそれやリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達保障等のための相談支援 等

○ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等が安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、児童の世話などを行う。

(主な支援内容)

- ・乳幼児の保育、食事の世話、身の回りの世話、生活必需品の買い物など

○生活困窮者自立支援制度における支援

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、訪問支援(アウトリーチ)も含めた相談支援や学習支援等を行う。

(主な支援内容)

- ・自立相談支援事業(必須):訪問支援(アウトリーチ)も含めた就労その他の自立に関する相談支援
- ・学習支援事業(任意):生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援(家庭訪問含む)や、保護者に対する訪問による進学への助言 等

(3) 福祉部局における取組①(地域子育て支援拠点事業)

背景

- ・3歳未満児の約7~8割は家庭で子育て
- ・核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・男性の子育てへの関わりが少ない
- ・児童数の減少

課題

- ・子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- ・子どもの多様な大人・子どもとの関わりが減

地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供

地域子育て支援拠点

- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施
- NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

事業内容

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

平成26年度
実施か所数
(交付決定ベース)
6,538か所

解消

育児不安



地域で子育てを支える

(3) 福祉部局における取組②(要保護児童対策地域協議会)

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)について

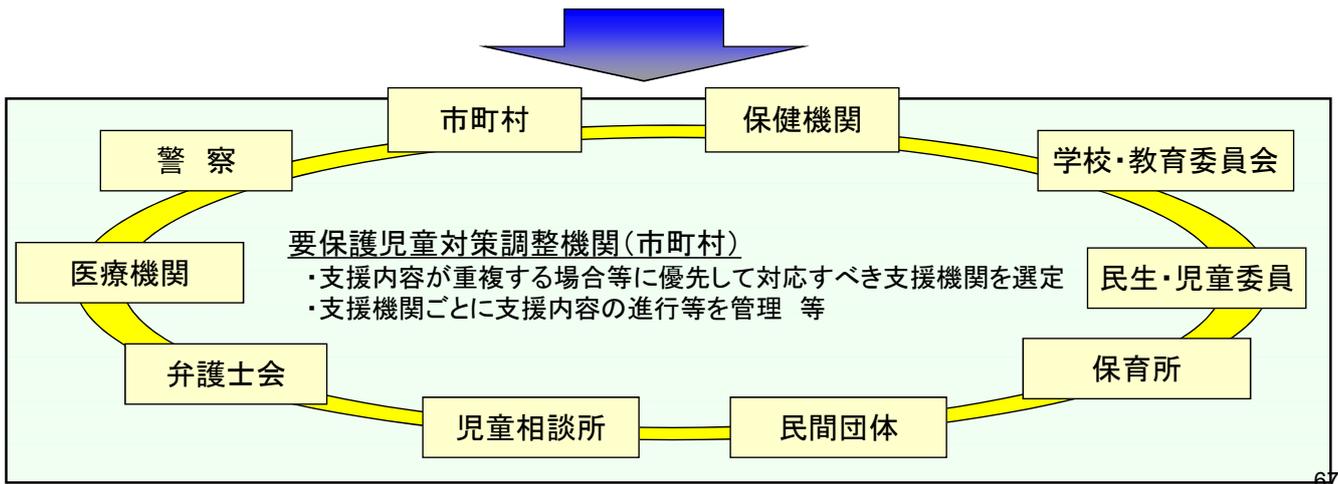
果たすべき機能

要保護児童等(要支援児童や特定妊婦を含む。)の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

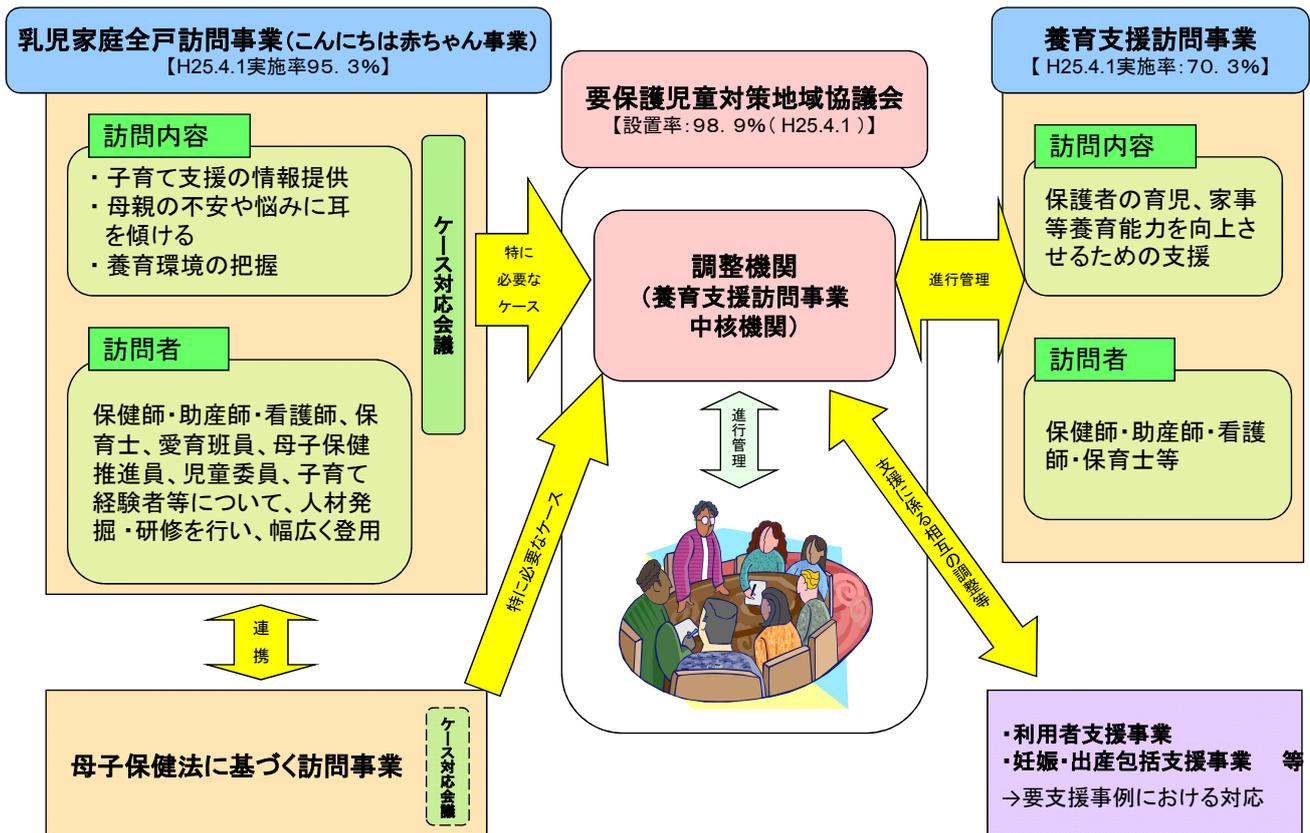
であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



(3) 福祉部局における取組③(児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための連携)

※乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業は、平成21年4月より法定化・努力義務化



連携

ケース対応会議

特に必要なケース

進行管理

訪問し適切な対応を指導

特に必要なケース

7. 平成27年度家庭教育支援関連予算



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

平成27年度 家庭教育支援関連予算

(1) 学びの機会の充実や多様な主体のネットワークによる家庭教育支援

多様な主体の参画による家庭教育の充実 22百万円(26百万円)

親の学びの機会や課題を抱える家庭への効果的な支援体制の充実に向け、子供の発達段階に応じた学習プログラムの学習内容や効果等の分析、課題を抱える家庭へのアウトリーチ支援の分析・支援手法の実証研究、多様な主体の参画による家庭教育支援の全国的な研究協議、企業等における家庭教育支援の充実のための効果的な取組手法の検討等を実施する。

(2) 家庭教育支援チーム等による家庭教育支援体制の強化

学校・家庭・地域の連携協力推進事業(学校を核とした地域力強化プラン内) 4,882百万円(3,814百万円)の内数

身近な地域において、すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、地域人材の養成や、家庭教育支援チームの組織化、学校等との連携により、保護者への学習機会の提供や相談対応等の支援活動を実施するほか、家庭教育支援員の配置による家庭教育支援体制の強化を図る。

※「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業(1,458百万円)」と連携して実施。

(3) 地域課題解決に向けた支援プログラムの類型化・普及啓発

学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業 36百万円(新規)の内数

「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」により実施した、いじめや不登校、児童虐待など社会的課題を抱え孤立しがちな家庭に対する、地域人材を中心とした支援の仕組みづくりや親向け学習プログラムの開発等の実証研究で得られた成果を基に普及・啓発を図る。

(4) 子供の基本的な生活習慣づくりの推進のための普及啓発

子供の生活習慣づくり支援事業 30百万円(19百万円)

官民連携による子供の生活習慣づくりに関する全国的な普及啓発を行うとともに、新たに中高生を中心とした子供の自立的な生活習慣づくりを推進するため、家庭と学校、地域の連携による生活習慣改善のための実証研究(中高生を中心とした生活習慣マネジメント・サポート事業)を6地域において実施する。

※括弧内は平成26年度予算額

多様な主体の参画による家庭教育の充実

(前年度予算額 260万円)
27年度予算額 220万円

家庭教育を支える環境の大きな変化や、児童虐待相談件数の急速な増加など、家庭をめぐる問題が複雑化する中で、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっており、多様な主体の参画による家庭教育の充実を推進する。

家庭教育をめぐる現状

- ◎核家族やひとり親家庭（母子世帯・父子世帯）、共働き世帯の増加
 - ・ひとり親家庭の数（H25）・・・ 約91.2万世帯（20年前より約6割増加）
 - ・共働き世帯数（H25）・・・ 約1,065万世帯（20年前より約2割増加）
- ◎いじめや不登校、児童虐待の増加
 - ・いじめの認知件数（H25）・・・ 約18.6万件（児童生徒1千人当たり13.4件）
 - ・不登校児童生徒数（H25）・・・ 約12.0万人（不登校児童生徒の割合は1.17%）
 - ・児童虐待相談対応件数（H25）・・・ 約7.4万件（過去最高の対応件数）

様々な要因を背景に
家庭教育が困難になっている

家庭教育を充実させる必要

目標 教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）

全ての小学校区（約20,000校区）で家庭教育支援を実施

⇒家庭教育に関する学習機会の確保や家庭教育支援チームによる相談対応などの支援

身近な地域における支援体制の
強化による家庭教育の再生

目標達成に向けた課題

- 家庭教育に関する情報やノウハウが乏しい
⇒ 学習内容や効果的な支援のノウハウの標準化や体系化が必要
- 家庭教育支援を担う人材が不足している
⇒ 支援に取り組む新たな主体の発掘と活用方策の研究が必要
- 働く保護者の学習機会が乏しい
⇒ 働く保護者へのアプローチや企業における環境づくりが必要

多様な主体の参画による家庭教育の充実

- 子供の発達段階に応じた学習プログラムの開発・普及促進** 140万円
 - ◆ワークショップ型など様々な学習プログラムの効果の検証
 - ◆子供の発達段階や地域・家庭環境など様々な状況に応じた学習内容や効果的な支援手法の検討・分析
 - ◆アウトリーチを活用した家庭教育支援の取組について調査・分析
 - ◆家庭訪問型アウトリーチ支援手法の実証研究
- 父親やシニア世代などの多様な主体の参画を促進する研究協議** 90万円
 - ◆父親の家庭教育への参加
 - ◆イクじい・イクばあなどシニア世代の参画
 - ◆大学等の専門的知識（児童心理、発達心理、教員養成等）の活用による連携協力の充実、学生等次世代の参画
- 企業等における家庭教育支援の充実**

（子供の発達段階に応じた学習プログラムの開発・普及促進と併せて実施）

 - ◆企業内家庭教育セミナーや職場参観、従業員の子供や家族を対象とした親子ふれあい行事など、企業の取組の検討・分析

家庭教育支援における家庭訪問型アウトリーチ支援手法の実証

アウトリーチ型支援の現状と課題

家庭教育支援におけるアウトリーチ型支援は、問題を抱え孤立した家庭に対する効果的な行政手法としてニーズが高いが、以下の課題があり、これまで効果的な取組み事例は極めて少ない現状。

- ◎従来型の地域人材を中心とするチームでは、専門的スキル・知見が不十分
 - 家庭を訪問し、個別課題について適切なアドバイスをを行い、必要に応じて、関係部局と調整するためのスキル・知見が不十分。
- ◎チームの位置づけや家庭の信頼が不十分
 - チームの位置づけやチーム員の身分も曖昧であり、家庭から十分な信頼を得られず、訪問にすら至らないケースも多い。
- ◎家庭に関する事前の情報収集とアセスメントが不十分
 - 学校・福祉部局等関係機関と家庭に関する情報を共有し、事前にアセスメントを行う体制ができていない。
 - 問題を抱える家庭の状況把握や情報分析、具体的な支援計画の企画立案など効果的なアウトリーチ支援のプロセスやシステムが確立していない。

国による家庭訪問型アウトリーチ支援事業の実証

効果的なアウトリーチ事業の実施事例が乏しい中で、より効果的なアウトリーチ型の支援手法を開発するため、国として、チームの専門性を高め、学校等関係機関との連携強化を図った、アウトリーチ型支援を委託事業として実施し、その効果を検証・分析

**文部科学省
～検証委員会～**

- 各実証地域における家庭訪問型アウトリーチ支援手法の実施方針等の検討
- 実証地域における指導・助言
- 実証地域での検証・分析結果等を踏まえた、今後のアウトリーチ支援手法の開発・普及

地域協議会

教育委員会、学校、福祉、医療、母子保健機関、地域住民、民間団体等

<内容>

- 1.アウトリーチ支援チームの編成など事業の詳細を協議・決定
- 2.事業全体に係る総合調整、評価・検証

アウトリーチ支援チーム

- 1.アウトリーチの実践
 - ①情報収集・アセスメント
 - ②家庭訪問
 - ③モニタリング
- 2.アウトリーチ実践の検証・分析

◎全国2箇所で市町村規模で実証
※都道府県が受託し、アウトリーチの実践部分を市町村に再委託することも可能。

コミュニティ機能の異なる地域において新たな手法を実証し、全国的な普及の可能性を検証

実証地域における委託事業の概要

1. 地域協議会の立ち上げ（実施体制の構築）

- 市町村教育委員会、学校、福祉、医療、母子保健機関、地域住民、民間団体（カウンセリング技術や家庭教育支援の実践的な知見・ノウハウのある団体）等で構成
- アウトリーチ支援チームの編成など事業の詳細を協議・決定、事業全体に係る総合調整、評価・検証



2. 家庭訪問型アウトリーチ支援チームの編成

- 地域住民を中心とした家庭教育に関する一定の知識・経験を持った人材で構成。
- アドバイザーとして、学校教育、社会福祉、心理学等に関する専門的資格を有する者を配置することが望ましい。
- 訪問員は、家庭教育のほか、学校教育、社会福祉、心理学等に関する一定の知識・経験を持った人材を配置。



3. 家庭訪問によるアウトリーチの実践

① 家庭に関する情報収集・アセスメント

- 市町村教育委員会（教育センター）が各学校等からの情報提供・要請を踏まえ、支援チームに活動要請。
- 市教委、学校、チームで、家庭のアセスメントを行い、具体的な活動計画を作成（訪問時間、回数、方法、訪問メンバー等）。

② 家庭訪問

- 訪問員は、活動計画に沿って、家庭訪問。
- 訪問後、適時、チーム等で、訪問家庭に関する組織的な検討を行い、今後の訪問時の具体的な対応について話し合う。

③ 再アセスメント・モニタリング

- 市教育委員会、学校、チームでモニタリングを行い、活動計画終了後、①チームによる活動の終了しないし継続、②教育委員会等での対応、③他の教育関係機関、福祉関係機関での対応等、今後の方針を決定（複数の対応を平行して行うこともあり得る）。

具体的アウトリーチ支援プロセスにおける課題・問題点・改善点の抽出・検証（地域協議会で実施）

1. 支援人材の資質

- 個別課題に対応できる専門的知見やスキル
- 人材育成方策（研修カリキュラム）
- 活動の安全確保と人材の質の保障

2. チームの組織体制と任務・役割

- チーム編成とチーム員の役割分担

3. 情報収集・アセスメント段階

- 家庭の状況把握と情報収集、個人情報の取り扱い
- 個別課題に応じたアセスメント方法と効果的支援計画の立案

4. 家庭訪問段階

- 初回訪問時の訪問員の選定や訪問体制
- 訪問後の情報共有と次回の対応方針

5. モニタリング段階

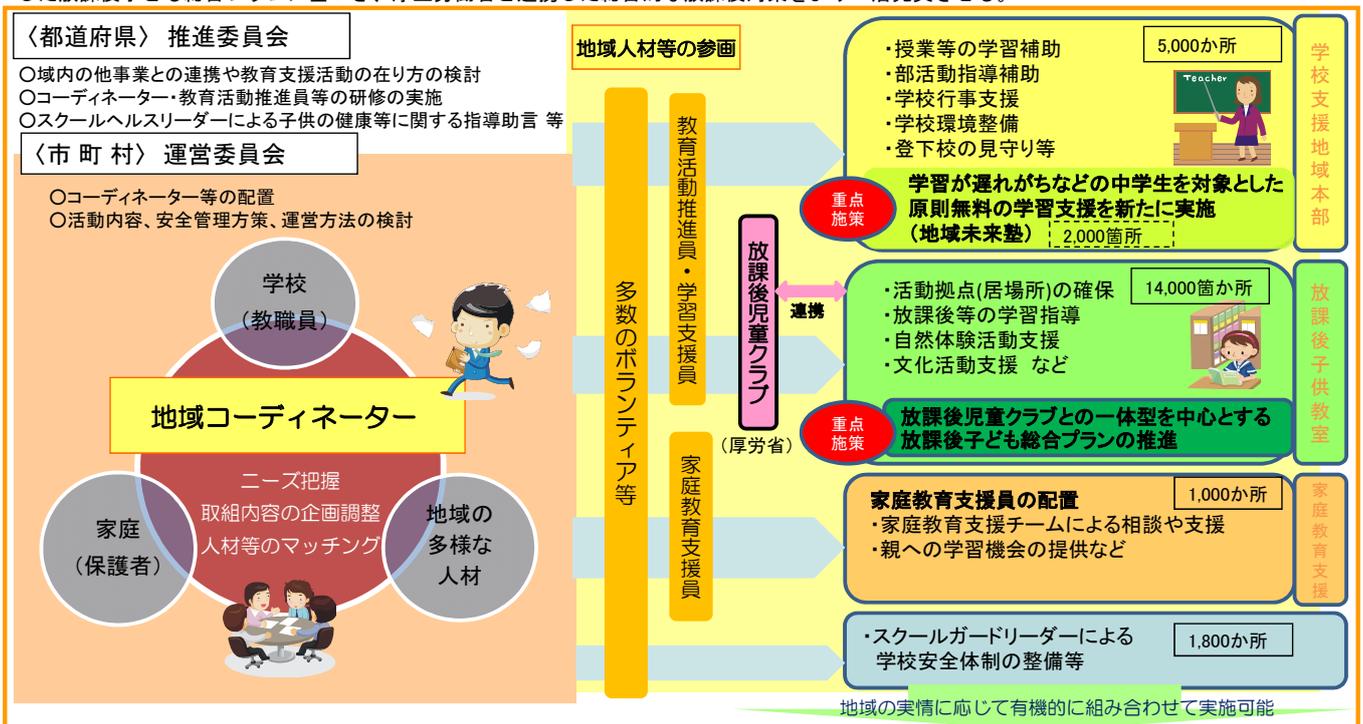
- 活動計画終了の評価方法や関係機関へのつなぎなど今後の対応方針の方法

学校・家庭・地域の連携協力推進事業

（平成26年度予算額 3,814百万円）	【補助率】	国 1/3
平成27年度予算額 4,882百万円（新規改組）		都道府県 1/3
		市町村 1/3

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子供たちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要がある。

そのため、地域住民や豊富な社会経験を持つ外部人材等の協力を得て、学校支援地域本部、放課後子供教室、家庭教育支援、地域ぐるみの学校安全体制の整備、スクールヘルスリーダー派遣などの学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組を推進し、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。特に、学校支援地域本部を活用し、中学生を対象に大学生や教員OBなど地域住民の協力による原則無料の学習支援（地域未来塾）を新たに実施する。また、女性の活躍推進を阻む「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、新たに策定した放課後子ども総合プランに基づき、厚生労働省と連携した総合的な放課後対策をより一層充実させる。



学校・家庭・地域が連携して地域社会全体で教育支援活動を実施し、地域コミュニティを活性化

家庭教育支援の取組（「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」で実施）

身近な地域において、すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、地域人材の養成や、家庭教育支援チームの組織化、学校等との連携により、保護者への学習機会の提供や相談対応等の支援活動を実施するほか、家庭教育支援員の配置による家庭教育支援体制の強化を図る。

子育て経験者など地域の多様な人材

地域人材の養成

子育てサポーターリーダー等の養成

- 支援活動の企画・運営、
- 関係機関・団体との連携等を担う中核の人材を養成



課題について意見交換

連携の仕組みづくり

家庭教育支援チームの組織化

家庭教育支援員などの地域人材を中心としたチームの組織化

- 学習機会や親子参加行事の企画
- 家庭や地域の状況に応じた支援をコーディネート

【チーム員構成例】

子育てサポーターリーダー、元教員、民生委員、児童委員、保健師 等



学校等を活動拠点に支援内容を検討

家庭教育を支援する様々な取組を展開

学習機会の効果的な提供

就学時健診や保護者会、参観日など、多くの親が集まる機会を活用した学習機会、親子参加行事等の実施

【講座例】

- 小学校入学時講座
- 思春期の子供の心の理解
- 父親の家庭教育参加促進
- 携帯電話やインターネットに関する有害情報対策



中学校内での親子携帯講座

情報提供や相談対応

悩みを抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チームによる情報提供や相談対応を実施

【支援活動例】

- 家庭教育支援チームによる情報提供や相談対応
- 企業訪問による出前講座
- 空き教室を活用した交流の場づくり

家庭教育支援拠点機能の整備

家庭教育支援員の配置

地域の身近な小学校等に家庭教育に関する情報提供や相談対応等を専任で行う家庭教育支援員を配置し、家庭教育支援体制を強化

【家庭教育支援員例】

PTA経験者、元教員、元保育士、民生委員、児童委員 等

「学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業」 ～地域力活性化コンファレンスの創設～

（新規）

27年度予算額 36百万円

第2期教育振興基本計画で示された教育再生に向けた基本的方向性である「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の実現に向け、地域力の活性化のために公民館等地域の「学びの場」を拠点として実施される地域課題解決の取組の促進、支援を行う。具体的には、これまでに「公民館等支援プログラム」(※)やその他地域力の活性化に資する取組において蓄積された様々な課題解決のノウハウ、プロセス等の成果を活用し、各地域が共有する課題・問題の解決に向けて協議を行う「地域力活性化コンファレンス」の開催等により、地域力活性化の取組の全国的な普及・啓発を行う。

(※公民館等支援プログラム＝平成25・26年度実施「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」)

I. 地域力活性化支援委員会の設置

- ・各ブロックでの地域力活性化コンファレンス開催にあたり、実施内容、詳細な企画の検討。
- ・コンファレンスへのアドバイザー支援。
- ・「公民館等支援プログラム」の成果であるノウハウ・プロセスの検証・評価を実施し、有効活用に向けた類型化等を実施。
- ・地域力活性化に資する全国の取組事例の調査・分析を実施し、その内容の普及・啓発を実施。

コンファレンス企画審査等：8百万円

II. 地域力活性化コンファレンスの開催

- ・全国7ブロックにおいて、都道府県、市町村、NPO、民間企業等の社会教育関係者が集まり、地域力活性化に向けた関係者間の効果的マッチングやネットワークを構築しつつ、課題の共有、解決のための協議を実施。
- ・「公民館等支援プログラム」を実施した自治体や、自主事業として先進的な地域課題解決の取組を実施する自治体やNPO等がテーマを持ち寄り、事例の検証・共有、研究協議を実施。
- ・協議内容、成果を広く全国へ提供し、地域力の活性化を図る。

全国7ブロック×4百万円、その他経費：2百万円

支援委員会が各地域を様々な形で支援



ブロック・コンファレンスの実施内容

- ・各地域が抱える個別課題解決のため、全国の先進的事例や、実際に地域で活躍する関係者らとともに、研究協議を実施。
- ・都道府県・市町村がコンファレンス実施を国から受託。または、都道府県等、大学、企業、関係団体によるコンソーシアムなどが受託。
- ・国は、コンファレンス実施に要する会議費等の所要経費を委託。
- ・各地域で既に実施している研修等と一体的に実施するなどの方式も可能。

(地域力活性化に資する取組事例)



若者の居場所づくり「喫茶わいがや」(東京都国立市)

「特産品のびわによる地域振興」(びわ榊石けん等の開発)(高知県南国市)

地域づくり組織が運営する公民館での一斉防災訓練(三重県名張市)

「若者参画」による過疎地域活性化「ナマス養殖等」(広島県神石高原町)

コンファレンス (Conference)

一会議、協議会の意。関係者間で共有する問題について協議すること。



子供の生活習慣づくり支援事業

(前年度予算額 19百万円)
27年度予算額 30百万円

ライフスタイルの多様化などにより、家庭や社会の影響を受けやすい子供たちの生活習慣の乱れが、学習意欲や体力・気力の低下の要因の一つとして指摘されており、府省や地域、団体、企業等との連携を図り、子供から大人までの生活習慣づくりを推進する。

子供の生活習慣をめぐる現状

(平成25年度文部科学省全国学力・学習状況調査)

- ◎朝食を毎日食べている児童生徒の割合：小学6年生 88.6% 中学3年生 84.3%
- ◎午前7時前に起きる児童生徒の割合：小学6年生 80.1% 中学3年生 71.8%
- ◎午後11時より前に寝る児童生徒の割合：小学6年生 85.1% 中学3年生 33.6%

約7割の生徒が午後11時以降に就寝

子供の生活習慣づくりの課題

- ◆朝食摂取や起床時間と比べ、中学生の就寝時間には小学生との大きな差が見られ、夜型化が顕著
- ◆今後は特に就寝時間を中心に家庭や企業などへさらなる理解を求めていく必要

「家庭教育支援の推進に関する検討委員会・子どもの生活習慣づくり支援分科会」における提言

企業と連携した生活習慣づくりの推進

- ⇒働く親が子供と接する時間や地域との関わりを持つためには、仕事と生活の調和が不可欠である。
- ⇒生活習慣は、「仕事」と「生活」のバランスをとるため、両方の基礎となる重要なものである。

中高生向けの生活習慣づくりの推進

- ⇒正しい生活習慣の下での充足感ある生活は、子供の心身の健康や意欲を高める基盤となる。
- ⇒生活習慣づくりが自己管理能力を身につける基礎となる。

第2期教育振興基本計画 (平成25年6月14日閣議決定)

- ◆基本的方向性：絆づくりと活力あるコミュニティの形成
 - ◆成果指標：家庭教育支援の充実（家庭でのコミュニケーションの状況や子供の基本的生活習慣の改善）
 - ◆基本施策：豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実（子供から大人までの生活習慣づくりの推進）
- 【主な取組】
- 企業に対する子供の生活習慣づくりの重要性についての啓発
 - ワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた具体的な取組等の情報提供
 - 地方公共団体に対する企業との協力を促進
 - 中高生以上の世代向けの普及啓発

必要な施策

全国的な普及啓発の実施

15百万円

社会全体で子供の基本的な生活習慣づくりの気運を育成

- 保護者等への効果的な啓発手法などの支援方策の検討
- 共同企画による啓発資料作成や研究発表会の開催



【新規】中高生を中心とした生活習慣

マネジメントサポート事業 15百万円

社会的自立に向け、生活を主体的にコントロールする力の育成

- チェックシートを活用した睡眠習慣改善の実証研究
- 地域や家庭と連携した生活習慣改善の取組実施



社会全体で取り組む子供から大人までの基本的な生活習慣づくり

訪問型家庭教育支援チームの課題 ～平成21年度訪問型家庭教育相談体制充実事業報告書等より～

1. 訪問前の事前のアセスメントが重要（学校との信頼関係が重要）

- 支援チーム全体で相談内容の情報を共有し、ケース会議的に支援の方向を決めたため、支援員の心理的な負担軽減にもつながり、多様な視点での支援手法の模索が図られた。
- 社会状況が複雑化する中で、教育・福祉・医療など各方面から個々のケースを分析できる体制づくりが必要になると考えられる。
- 家庭訪問は準備が大切。家庭での教育の問題は、社会的要因が強く影響しており、家庭の経済状況や親子関係、地域関係が問題解決の糸口となるのでそうした周辺環境の把握が重要。
- サポーターが個別で対応するのではなく、学校との連携を密にとり、学校とともに支援方策を検討し、役割分担を明確にして支援を実施する。
- 教諭との情報交換を密にし、家庭の諸問題に起因していると考えられる問題の把握を行い、担任等から保護者へ支援員の紹介をしてもらった。
- 学校と関わっていくにはチームの中に学校組織をよく知った人物がいることが望ましい。

2. 訪問員の専門的知見やスキルが必要

- 家庭訪問にあたっては、事前に傾聴の心構えや相談対応方法について、NPO 法人で訪問経験のある専門講師から研修を受けた。
- 保護者が抱える悩みや課題に気づき適切な対応ができるよう、チーム員研修の実施や県の研修会等を積極的に活用してチーム員の資質向上を図ることが必要。

3. 家庭の信頼が必要

- 保護者のニーズ調査からは、支援チームが家庭へ訪問することは強く望んではいないということと、チーム員が町内の方ということに抵抗感を感じている者も少なくない。
- チームの活動が周知されたからといって、すぐに訪問を要望する保護者は多くない。電話やメール、相談場所を設ける等、相談手段を多くすることが必要。
- 顔写真入りの名刺や活動内容をまとめたリーフレットを作成し、利用する保護者に配布するなど、家庭教育支援チームの目的や活動を理解してもらうことが必要。

- 学校等の参観日や保護者の集まる機会を有効に使い、保護者との良好な関係作りや周知をし、連携を保ちながら職場訪問や家庭訪問に移行するのが望ましい。
- チーム員が障害なくスムーズに家庭へ伺える、受け入れられる、そうした地位の保証がなければ、本当に大きな課題。
- 顔見知りでない家庭への訪問時に警戒され応じてくれないことがある。そのため、チーム員がスムーズに訪問できるようチーム員全員に名札と身分証明書を渡した。
- 専門家ではなく子育ての少し先輩のチーム員が保護者に寄り添って話をする事により、保護者と「斜めの人間関係」を育むことができた。
- 訪問に関しては、はじめは教員と一緒に実施し、保護者や対象児童との関係作りにつとめる必要性がある。
- 学生ボランティアによる子どもへの温かい支援も成果を挙げている。子どもたちも学生ボランティアに心を開き、うち解けて、元気になっていく効果も大きい。
- 生活面・精神面での困窮度が高ければ高いほど、警戒心が高まっていて、家庭訪問の了承が得にくい。当該者の近隣地域や友人関係など、幅の広い支援策を講じる必要がある。
- かかわりを深めるためには、子育てサポーターリーダーの派遣回数について十分確保する必要があり、実際に、派遣回数が多い学校ほど成果が報告されている。

4. 関係機関との連携やネットワークの構築

- 教育支援センターを拠点に、学校園からの依頼に応じて、相談対応のための子育てサポーターリーダーを派遣し、巡回指導及び家庭への訪問活動を実施することにより、子供たちの成長にあわせた家庭教育支援が可能になり、校種間の連携がスムーズに行え、関係機関等との連携強化を図れる環境づくりができた。
- 今後さらなる普及啓発、内容の充実を図るには、カウンセラーなどの専門員を含めたチーム構成が必要であると感じた。
- 身近な地域できめ細やかな支援をしていくために、子育てサロンや育児サークル、子育て支援センター、保育所、幼稚園、小学校等、子供に関わる機関や団体が連携を保ち実態や課題について十分に把握しながら継続してネットワークの構築が必要。
- 家庭訪問については情報網が組織的、恒常的にあり、効率よく活動できる体制（拠点が学校、児童施設内にあるなど、常時チーム員がいてすぐに動ける状況）にないと難しい。

- 多分野のメンバーがそろうことにより、各連携機関へのつながりを持ちやすくなり、多面的に保護者と家庭を支える支援体制を整えることができる。
- 学校とは違った立場を生かし、場合によっては支援チーム員だけで家庭訪問を行った。学校の教師が同行しないことで、別の角度からの対応が可能となった。
- 保健師と新生児訪問をすることで、子育てサポーターが気軽な話し相手となり、子育て中の親の心のケアの手助けとなった。
- 福祉部局職員（保健師・こんにちは赤ちゃんボランティア）や民生委員との連携、随行について、支援チーム員には守秘義務規定がなく、立場も明確でないため、福祉部局の理解・協力を得ることはできなかった。
- 福祉部局等と連携を図ることは大切であるが、他の部局から「あてにされる」ような体制でなければ、他部局にはかえって負担となってしまう。
- 各機関等が持つ情報をどのような形で引継ぎ、その都度、関わる専門的な機関との細かな連携の確保が課題。
- 特に支援が困難な事例に対しては、SSWやCSW、民生委員、保健所など、多くの機関と連携し、支援するネットワークを広げていくことが重要。
- 支援が必要な家庭数は非常に多く、内容も、虐待・DV・精神疾患・地域社会での問題など多岐にわたり、それらが複合した複雑なケースも増えてきている。それらに対応するには、専門性を持った関係機関のチャンネルをいかに増やし、結びつけるかが重要。
- 他機関と連携を取る場合は、支援チームの活動の趣旨や内容をよく理解してもらうために、事前の会議や情報交換が必要。

5. チーム員や関係者の情報共有、個人情報の問題

- 相談者に適切な助言を行い、必要であれば行政機関等と相談者をつなぐためにも、関係行政機関・福祉団体等との情報の共有化、連携、協力がより一層必要である。
- 活動を始める前に支援チーム員同士での話し合いをよく行うことも必要。月一回程度の定例会は情報収集や支援チーム員同士のコミュニケーションの場となる。
- 家庭内の問題という極めてデリケートな情報の取扱いになる。チーム員の意識やモラルの強化を図りながら、情報の漏洩に注意していく必要がある。

- 相談者の個人情報やプライバシーには十分な配慮が必要。
- 問題解決には個人情報は欠かせないが、個人情報保護上情報を得られないことが多く、解決に支障が出た。信頼関係を構築するには時間が必要と感じた。

6. 不登校・生活習慣関係

- 子供の登校しぶりを訪問のきっかけにする場合が多いので、朝の訪問が多い。訪問時に担任や担当の教師と一緒に行くことで、保護者から信用を得ることができた。
- 子育てサポーターが家事や子育てに対する責任感や問題意識が薄い保護者に対して、連続した訪問を行い、規則正しい生活について、保護者に対する直接的な指導、支援を行い、家庭生活を立て直すことにより、毎日登校できるようになったケースがある。
- 遅刻が常習化しているようなケースでは、朝、学校に来ていないことを担任が確認した時点で、子育てサポーターが家庭訪問し、登校をサポートし、自立を支援する活動を行っている。学校との連携を密にすることで、授業等で家庭訪問できない担任の代わりに家庭訪問を実施し、登校支援を継続した結果、ひとりで登校できるようになっている。
- 福祉事務所が主管している「要保護児童支援事業」との連携を試み、家庭児童相談員との同行訪問やチーム員の単独訪問を継続的に行った結果、不登校気味の生徒が不登校適応指導教室に参加できるようになった。

7. その他家庭教育支援チームの効果的な支援の取組

- 小学校内に支援チームが設置され、支援員が常駐に近い形で存在し、児童支援を通した家庭への相談対応を行うことにより、着実に家庭への支援が届いてきている。
- 訪問するサポーター（リーダー）は保護者と同じ目線に立って寄り添い、話を聴くことで安心感を与え、孤立感を解消させることが必要。
- いざというときの対応を考え、2人以上の体制で臨むようにする。
- 支援チームのメンバーの人选が最重要課題。この制度の趣旨を十分に理解し、積極的に関わっていただける方をいかに配置できるかで事業の成果がほとんど決まってしまう。
- 家庭には、すぐには解決できない様々な課題があるので、継続した粘り強い取り組みが必要である。
- 間接的ではあるが、2名の方の生命まで救うことができ、支援チーム全員が、自分たちが当初考えていた以上に、この事業のもつ重要性や必要性を再認識させられた。

平成 27 年度「家庭教育支援における訪問型アウトリーチ支援事業」
中間報告概要シート

No.	受託自治体名
1	大阪府泉大津市
事業名	泉大津市訪問型家庭教育支援事業
1. 事業の目的、目指す成果	
<ul style="list-style-type: none"> ・課題を抱えながらも教育支援センターやスクールカウンセラーに相談に来られない保護者や、学校及び教育支援センターの適応指導教室に通室できていない不登校児童生徒のいる家庭など、様々な課題をもった家庭を支援する。 ・課題を抱える家庭と直接向き合い、サポーターとの信頼関係を築きながら支援活動を行っていくことで、保護者のストレスが軽減され、徐々に現実の課題と向き合えるようになり、保護者や子供のエンパワメントを図る。 ・訪問支援した家庭の長期欠席児童生徒の学校復帰率や校内適応指導教室の入室率・教育支援センター適応指導教室の入室率の向上を目指す。また、100日以上または全欠の長欠児童生徒の欠席日数の改善を目指す。 	
2. 事業の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・学校の教職員や教育委員会等とは異なる立場の第3者である家庭教育支援サポーターによる支援活動を行う。 ・家庭教育支援サポーターは、カウンセリングスキルを有する地域人材によって構成され、直接的・機動的に訪問型の家庭支援を行う。 ・課題を抱える家庭の養育改善と子供の生活リズムの確立等を目指した支援活動を行っていくが、特に学校の教職員が動くことが難しい時間帯に、家庭の状況に合わせたタイムリーな支援を行うことができる。 ・中学校区ごとに数名の家庭教育支援サポーターを配置することにより、兄弟姉妹関係のある小学校と中学校をつなぐパイプ役になり、家庭の情報を共有し、小中学校教員と家庭教育支援サポーターが協働することで支援の充実を図る。 	
3. 訪問型支援の概要（スキーム、支援の流れ等）	
<ul style="list-style-type: none"> ・学校や福祉部局から教育委員会・教育支援センターへの課題のある家庭への支援の要請により、ケースに適した家庭教育支援サポーターを派遣し、サポーターも参加する学校でのケース会議で、情報の共有とアセスメントに基づいた「個別の支援計画」を作成の上、訪問型家庭支援を実施する。 ・家庭訪問するごとに学校及び教育支援センターに支援内容を報告し、情報の共有を図るとともに、「個別の支援計画」の見直しと役割連携を図りながら支援を行っていく。 	
4. 関係者、団体等との連携・協働体制	
<p>【事業全体】 地域協議会 子ども家庭センター 泉大津市要保護児童対策協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の現状、課題のある家庭への訪問型支援の在り方、今後の訪問型家庭教育支援の在り方などについて、幅広く意見を聞き、より効率的な家庭教育支援の展開を図る。 また、家庭教育支援サポーターの役割・強みを明確化する。 ・重篤な課題を抱える家庭については、訪問型家庭教育支援だけではなく、泉大津市要保護児童対策地域協議会、子ども家庭センター（児童相談所）、SC、SSWとの連携も図る。 <p>【訪問型支援部分】 日本プロカウンセリング協会泉大津校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援サポーターのチームリーダーが日本プロカウンセリング協会泉大津校の代表であり、サポーターが日本プロカウンセリング協会講習受講者である。 	

5. 訪問型支援を行う人材の発掘や養成方法など

- ・家庭教育支援チームリーダーは、家庭教育支援サポーター全体の調整を行うとともに、親学習の企画・運営を行う。また、月1回開かれる家庭教育支援サポーター会議を開催し、サポーターが直面する問題や悩みについて、指導・助言するとともに、事例検討会を実施し、サポーターのスキルアップを図る。
- ・平成26年度は「アクトおおさか」から派遣される発達障がいの専門家による研修を2回実施し、家庭教育支援サポーターの発達障がいに係る理解が深まった。平成27年度も福祉の専門家による研修を実施することにより、家庭教育支援サポーターが、カウンセリングスキルに加え、発達障がいと福祉の知識を有することで、より適切で充実した支援を図る。

6. 得られた成果・得られなかった成果

【得られた成果】

- ・継続した訪問支援の効果は着実に現れ、保護者の話を直接傾聴しながら、継続した支援を行うことで家庭生活が立ち直り、子供が毎日学校に登校できるようになったケースもあった。平成26年度は、訪問家庭数の約43%で学校復帰や適応指導教室通室を含め改善が見られた。
- ・家庭教育支援サポーターと学校の管理職及び担任等で、ケース会議を実施し、支援前の状況と現状の把握、兄弟姉妹関係、学校による家庭訪問の際の状況、問題点、留意点、支援のポイント、役割分担等を整理し、継続的に家庭訪問の支援を実施することで、学校と家庭のつなぎ役としての役割を果たすことができた。

【想定していたが得られなかった成果】

- ・課題に対してアセスメントがしっかりできず、効率的な支援ができないケースもあった。最初のケース会議の重要性を再確認した。

7. 事業を通して見えてきた課題

- ・サポーターの活動の中で、学校復帰・登校にこだわり過ぎ、学校の立場に立ち過ぎたことで効率的に支援ができないこともあった。
- ・次世代人材及び男性の家庭支援サポーターの育成、予算確保（サポーターの待遇改善）
- ・成果指標となる不登校児童生徒の学校復帰率など、数的に目に見える効果が示しにくい。

8. 平成26年度の実績を踏まえた今後の展開の具体的な方針・戦略

- ・平成27年度は、家庭教育支援専門家を招き「家庭教育支援の在り方検討会」（仮称）を設け、市の現状、課題のある家庭への訪問型支援の在り方、今後の市としての訪問型家庭教育支援の在り方などについて、幅広く意見を聞く検討会を設け、より効率的かつ機動的に家庭教育支援の展開を図る。
- ・訪問型家庭教育支援だけでなく、大阪府が力を入れてつくり上げた親学習教材も利用しながら学校等にも足を運び、親学習の実践の機会をつくっていききたい。

「家庭教育支援における 訪問型アウトリーチ支援事業」



平成27年7月10日

泉大津市教育委員会

アウトリーチ支援における訪問型 「泉大津市家庭教育支援チーム」 発足の背景

背景①

繊維業の衰退により工場跡地が住宅地になる



他地域からの住民の大量流入



人間関係の希薄化によって、地域で家庭が孤立



子育てやしつけに悩みや不安を抱える保護者の増加
(虐待・不登校・非行・発達障がい・家庭内暴力等)

背景②

家庭教育の重要性の認識が低い保護者や
生活に追われ余裕のない保護者の増加



**学校での相談・来所型の教育相談・子育て研修会
等に参加できない保護者の増加**

背景③

保護者と学校・教員とのつながりがより必要



学校・教員だけによる家庭支援の限界



学校・教員以外のサポートが必要

「泉大津市家庭教育支援チーム」

チームの特徴

- ① 第三者（※教職員や教育委員会ではない）
- ② カウンセリング講習を受講していること
- ③ 子育て世代又は子育て経験者であること
- ④ 教職員では支援の困難な保護者や子どもに会える時間を優先した訪問ができること

訪問支援のポイント

- ①訪問前の多面的な情報交換
(ケース会議で確かなアセスメント)
- ②保護者が元気になるように
(保護者をエンパワメント)
- ③訪問時にはお土産を忘れずに
(子どもの良い情報・頑張り等)
- ④不平・不満・悪口は学校に伝えない
- ⑤離れ際が肝心 (保護者を依存させない)

保護者が元気になると

子どもが落ち着きを取り戻し、学校で安定した生活をすごせるようになる

- 不登校児童生徒の学校復帰
- 問題行動減少

学校（先生）等との関係がよりよくなる

- 家庭と学校（先生）がよりつながる

チームの派遣方法

学校・福祉部からの派遣依頼



指導課・教育支援センター

- 派遣の検討
- 派遣の決定



サポーター参加のケース会議

- アセスメント
- 役割連携確認
- プランニング



家庭訪問支援スタート

「泉大津市家庭教育支援地域協議会」

地域協議会の構成

氏名	所属・役職等
田中 和彦	大阪府教育委員会 地域教育振興課総括主査
黒田 尚美	大阪府チーフSSW・社会福祉士
吉村 美起	泉大津市専門相談員・臨床心理士
高橋 佳子	泉大津市役所 こども未来課
加藤 暢	泉大津市校長会会長
芦澤 万里子	泉大津市家庭教育支援チームリーダー
向井 説行	泉大津市教育委員会事務局 教育部指導課長
辻井 由美子	泉大津市教育支援センター所長
花見 邦明	泉大津市教育支援センター研究員
西村 英喜	泉大津市教育委員会事務局 教育部指導主事
藤谷 考志	泉大津市教育委員会事務局 教育部指導主事

第1回地域協議会①

H26.11.12

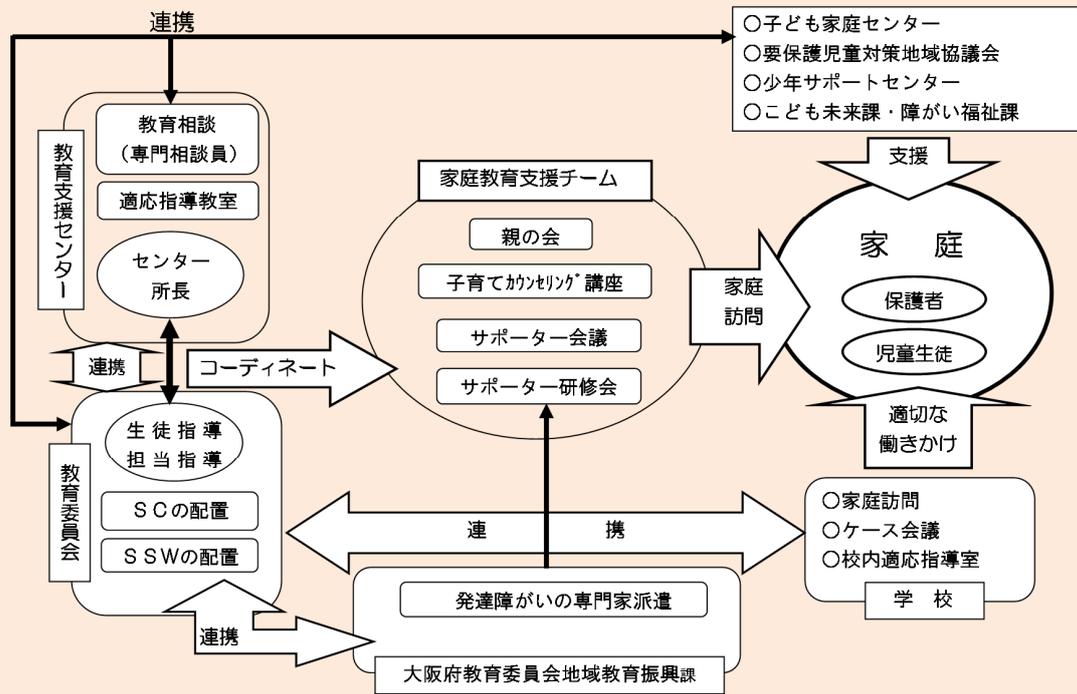
泉大津市家庭教育支援チームの課題

- ①サポーターの次世代人材の育成
- ②サポーターの福祉的支援スキルの習得
(SSW・CSWによるサポーター研修)
- ③サポーターの発達障がいに関する知識の習得
(発達障がいの専門家によるサポーター研修)
- ④学校と訪問支援チーム、福祉部局、関係諸機関のコーディネート力を高める

第1回地域協議会②

H26.11.12

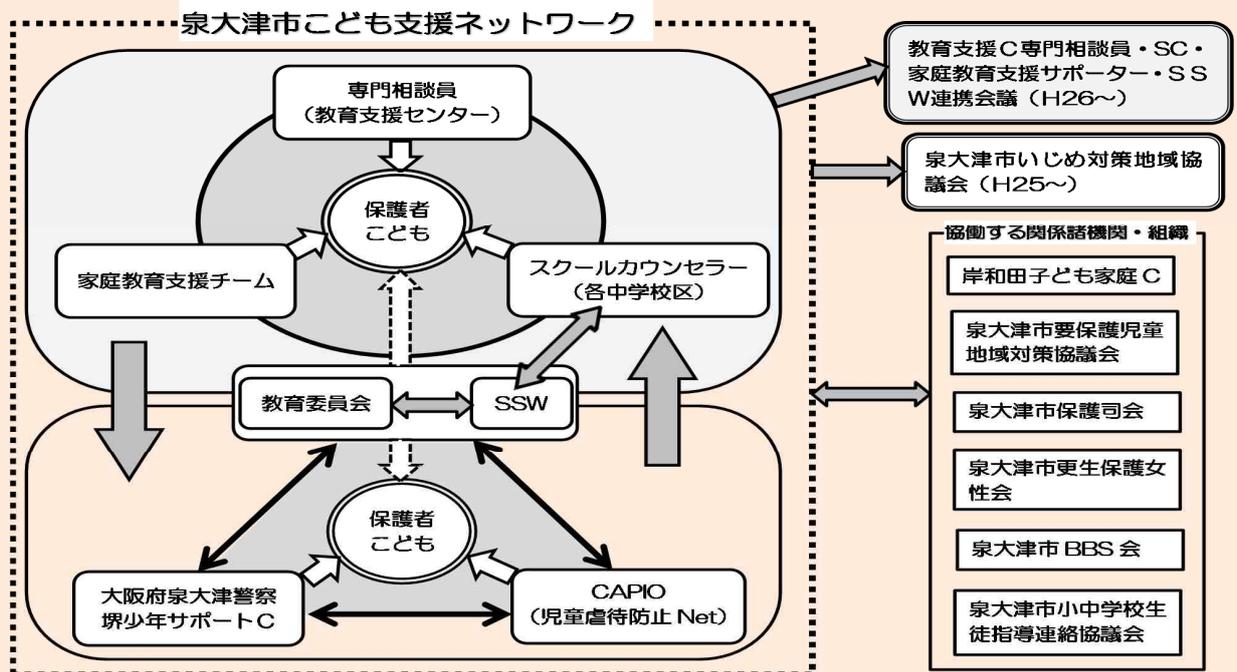
支援体制・連携モデルについて



第1回地域協議会③

H26.11.12

泉大津市こども支援ネットワーク



平成26年度家庭教育支援チーム活動実績

- ①支援家庭数 18家庭
- ②面談家庭数 5家庭（面談のみ）

平成25年度
300回



平成26年度
558回

支援家庭した長期欠席児童生徒に改善のあった割合

- ・訪問支援家庭数 23家庭
- ・学校復帰人数 6人
- ・校内適指入室 1人
- ・教育支援C適指入室 3人



改善のあった人数 10人



$$10/23 \times 100 = 43.5\%$$



平成27年度

家庭教育支援チームの成果と課題

(成果)

- 学校復帰・適応指導教室通室を含め、学校と家庭をつなぐ役割を果たした
- 全小・中学校に関わることができた
- 発達障がいに関する知識の習得ができた
(大阪府地域教育課から発達障がいの専門家「アクトおおさか」の派遣事業の活用)

家庭教育支援チームの成果と課題

(課題)

- 課題に対してアセスメントがしっかりできず、効率的な支援ができないケースがあった
(最初のケース会議の重要性を再確認した)
- サポーターの活動の中で、学校の立場に立ちすぎた支援があった
(学校復帰・登校にこだわり過ぎたケース)
- 家庭教育支援チームの役割(強み)を、学校へ十分伝えられていない部分もあった。

リーフレットの作成

0790-3838 FAX: 0725-380670
TEL: 0759-38942
2424 瀬尾 幸子 瀬尾 幸子 瀬尾 幸子

「スマイルサポートチーム」
～泉大津市家庭教育支援チーム～

おうちの方を笑顔に!!

泉大津の子どもたちの成長を見守る方へ

泉大津市家庭教育支援チーム「スマイルサポートチーム」は

- おうちの方からじっくりお話を聞きます。
- おうちの方に元気を取り戻してもらいます。
- おうちの方を笑顔にします。

そして・・・

- ◎子どもが元気になります。

・・・泉大津市家庭教育支援チーム・・・

「スマイルサポートチーム」

・・・こういうメンバーで活動しています！・・・

(チームリーダー) 芦澤 万里子: 日本プロカウンセリング協会泉大津校 代表
(支援サポーター) 7名 (H27年3月現在 日本プロカウンセリング協会講習受講者)

・・・こういう立場で活動しています！(チームの特徴)・・・

- ① 第三者である
- ② カウンセリング講習を受講している
- ③ 子育て世代又は子育て経験者である
- ④ 保護者や子どもに会える時間を優先します

・・・こういう家庭へ訪問支援を行います！・・・

家庭に課題を抱え支援が必要であるが、まわりから孤立している家庭へ訪問します。

- 学校等と良い関係が作れず、学校等による支援が行き詰まっている家庭
- 生活に追われ余裕がなく、家庭教育の重要性の認識が低い家庭
- 家庭が地域で孤立し、子育てやしつけに悩みや不安を抱える家庭
- 学校等での相談・来所型の教育相談・子育て研修会等に参加できない家庭

・・・こういう成果をめざします！・・・

課題を抱える家庭を元気にします！(おうちの方をエンパワーメント！)

- おうちの方のお話を傾聴して、本音を引き出します。
- おうちの方のしんどさに寄り添い、問題解決に向けて動きます。
- おうちの方に笑顔を取り戻してもらいます。

◎子どもが落ちついた環境を取り戻し、学校で安定した時間を過ごせるようになる。
(不登校児童生徒の学校復帰や問題行動等の改善)

◎学校(先生)等との関係が修復する。
(家庭と学校等のつながりの改善)

チームの派遣方法

学校等からの派遣依頼 → 指導課 教育支援センター 派遣検討 派遣決定 → サポーターの学校等でのケース会議参加 アセスメント、支援プランニング 関係機関の役割分担・連携 → 支援開始 家庭訪問

家庭教育支援チームの活動

サポート会議

- ・月1回
- ・情報交換 (兄弟姉妹)
- ・ケース検討
- ・スキルアップ研修

親の会

- ・月1回
- ・情報交換
- ・悩みの共有
- ・一緒に考える (サポーター参加)

子育てワークショップ

- ・月1回
- ・月毎のテーマ
- ・チームリーダー ファシリテート
- ・ともに学ぶ





泉大津市教育委員会

**平成 27 年度「家庭教育支援における訪問型アウトリーチ支援事業」
中間報告概要シート**

No.	受託自治体名
2	愛知県田原市
事業名	教育・福祉・地域連携による訪問型アウトリーチ家庭教育支援事業
1. 事業の目的、目指す成果	
<p>田原市には、義務教育終了後の若者の公的な相談窓口や支援機関がないため、若者の引きこもりやニートの実態がつかめていなかった。</p> <p>40 歳代までの子供・若者を対象とした「子ども・若者総合相談窓口」の開設に併せて家庭教育支援チームを設置し、不登校、ひきこもり等の若者に対する支援を行うとともに、問題のある若者を抱えて精神的に余裕がなくなっている家族に対する支援体制を構築する。また、中学校卒業時や高等学校中退時に進路未決定となっている若者など、支援が途切れてしまいがちな若者が、社会とつながりを持たなくなってしまわないような若者支援の対策に取り組む。</p> <p>訪問型アウトリーチ家庭教育支援チームが若者及び各家庭と専門分野をつなぐ役割を担い、教育・福祉・地域・NPO等の連携による多角的な支援を行い、支援の効果を上げることができるよう仕組みづくりを目指す。</p> <p>事業の成果指標を、子ども・若者総合相談窓口の相談件数とした。高等学校を始め、民生委員や保護司、更生保護女性会等に直接取り組みを説明するとともに、チラシや広報誌などを活用して市内全域にPRを行った結果、平成26年度の相談件数は279件となり当初想定した数を大幅に超える数となった。</p> <p>相談事業や高等学校との情報交換事業を実施したことから、実態の把握ができていなかった若者などの状況が徐々に見えてきたため、取り組むべき内容が明確になってきた。</p>	
2. 事業の概要	
<p>1 家庭訪問・相談等による支援</p> <p>①子ども・若者総合相談窓口と連携した家庭訪問等による相談支援</p> <p>②出張相談窓口の開設</p> <p>2 ケース検討会議等の開催</p> <p>①家庭教育支援チームによるケース検討会議の開催</p> <p>②家庭教育支援会議の開催と有識者やスーパーバイザーによる助言</p> <p>③高等学校との情報交換会の実施</p> <p>3 訪問型アウトリーチ家庭教育支援チーム等の人材育成</p> <p>①家庭教育支援チームの人材育成のための講習会の開催</p> <p>4 市民検討会議等の開催</p> <p>①教員、社会福祉協議会、民生委員、市民活動団体等との合同講習会と市民検討会議の開催</p> <p>5 家族のつどいの開催</p> <p>田原市は6万5千弱の小都市であることから、青少年担当課と学校教育課、地域福祉課、子育て支援課、社会福祉協議会の担当者は顔の見える関係ができており連携がしやすい環境となっている。また市域全体が半島となっており、市内の高等学校は公立の3校のみであるため、高等学校との情報交換により市内の中学卒業後の若者の状況が比較的把握しやすい環境となっている。教育、福祉、地域（市民）との合同講習会や市民検討会議が行うなど一体となって取り組みを進めていくことができた。</p>	
3. 訪問型支援の概要（スキーム、支援の流れ等）	
<p>◎子ども・若者支援地域協議会の下部組織として訪問型アウトリーチ家庭教育支援チームを設置。</p> <p>①子ども・若者総合相談窓口と家庭教育相談員が連携して相談に対応。</p> <p>②情報の収集、整理、アセスメント等を行い訪問等による相談支援を行う。</p> <p>③家庭教育支援チームによる情報の共有を行うとともに、有識者からの助言をもらう。</p> <p>④再アセスメント、モニタリングを行った上で相談支援を継続。</p> <p>※子ども・若者支援地域協議会にて事業評価を行う。</p>	

◎夜間に家族のつどいを開催し、問題解決につながるような情報を提供。

①家族のつどいに併せて、相談窓口を開設。

②家族のつどいには、教育相談経験者、カウンセラー、コミュニティーソーシャルワーカー、ファイナンシャルプランナー（生活困窮者自立支援関係研修受講者）、ピアサポーターを配置。

4. 関係者、団体等との連携・協働体制

【事業全体】

◎事業計画・実施・評価は子ども・若者支援地域協議会にて協議。構成団体は以下のとおり。

福祉部局、田原警察署、保護司会、更生保護女性会、高等学校、中学校、小学校、社会教育委員、PTA、民生委員、保健所、社会福祉協議会、地域コミュニティ連合会、青少年健全育成推進協議会、健康福祉部、子ども会連絡協議会、スポーツ少年団、青少年健全育成活動団体

【訪問型支援部分】

◎高等学校、保健師、地域福祉課、子育て支援課、子ども発達相談室、警察等との連携により情報収集や情報の共有を図りながら相談支援を行った。

◎青少年支援関係のNPOとの連携により、自立支援を行った。

5. 訪問型支援を行う人材の発掘や養成方法など

◎人材の発掘…教育相談経験者、カウンセリング経験者、特別支援担当経験のある教員、ファイナンシャルプランナー、ピアサポーター（不登校の子供を持つ親）など、多様な相談に対応できる人材に協力を依頼。

◎養成…有識者などによる講習会の開催や、専門部局の行う研修会に参加してスキルアップを図った。生活困窮者自立支援制度と連動した支援ができるよう、家庭教育支援チームに所属するファイナンシャルプランナーに「生活困窮者の自立支援」に関する研修会を受講してもらった。

6. 得られた成果・得られなかった成果

【得られた成果】

①相談窓口の実績や会議等での状況報告、こまめな情報提供により、高等学校・警察などからの紹介による相談者が来るようになった。連携していこうという気運も高まっている。

②家族に対する支援により、退学せずにすんだ生徒や、状況が改善してきている若者の実績ができた。家族に対する支援により問題が回避された。

③相談や支援をチームを組んで行うため、社会福祉協議会、市福祉部局との連携が図れた。

【想定していたが得られなかった成果】

①訪問型の支援を想定していたが、出向いてきて欲しくないという相談者が多く、ほとんどが訪問型の相談ではなく、市役所の会議室を利用して相談業務を行った。また、家族のつどいと同時に開設した相談窓口は、利用者はいなかった。

②高等学校での出張相談も想定していたが、高等学校の不登校生徒支援にはスクールカウンセラーなどが対応しており要望はなかった。

7. 事業を通して見えてきた課題

市民検討会議で築かれたネットワークにより、市民活動を行っている団体を支援機関にみなし、若者の活動の場づくりにつなげていくことを考えていたが、ひきこもりなどの青少年はなかなか次の活動に移行することができないことがわかった。相談窓口で、相談者を抱え込まないようにするためには、活動の場ではなく、気軽に参加できる若者の居場所づくりに対する検討が必要。

また、中間評価として行った小中高等学校等へのアンケートを集計分析した結果、市民に対する周知が不足しており、必要とされている取り組みをしてはいるが、活用は一部の方にとどまっていることが分かった。

8. 平成26年度の取組を踏まえた今後の展開の具体的な方針・戦略

平成27年度から始まる生活困窮者自立支援制度と連動した支援の在り方の検討をするため、地域福祉課・社会福祉協議会・学校教育課との連携会議を開催する。平成27年度中には教育部と福祉部としての家庭教育支援を重点においた子ども・若者の自立支援について方向性を決め、平成28年度から事業実施できるようにしていく。

それにあわせて、支援チームに必要な専門性や内容を整理し計画・目標を作るための検討をしていく。



平成27年度

**「家庭教育支援における訪問型
アウトリーチ支援事業」中間報告**

平成27年7月10日

愛知県田原市

1 事業の目的及び目指す成果

◎訪問型アウトリーチ家庭教育支援チームが若者及び各家庭と専門分野をつなぐ役割を担い、教育・福祉・地域・NPO等の連携による多角的な支援ができるような仕組みづくりを目指す

不登校・ひきこもりなどの高校生以上の若者を支援する機関が無い

田原市には、義務教育以上の若者の公的な相談窓口が無い

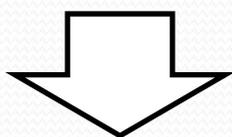
30歳代までの子ども・若者の支援をすることを目的として、「子ども・若者支援地域協議会」を設置
H26.1設置

30歳代までのひきこもり・不登校、ニートなど困難を有する若者の支援を行う相談窓口「はなそう」を開設
H26.5設置

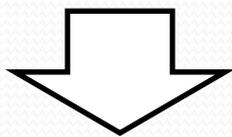
支援の対象となる「困難を有する子ども・若者」を抱える家庭に対し、家族のつといや出張相談など、アウトリーチによる相談等の支援を行うことを目的とした「家庭教育支援における訪問型アウトリーチ支援事業」を実施

平成26年度の課題と成果

◎不登校・ひきこもりの若者の実態がつかめていなかった。



- ①不登校、ひきこもり等の若者に対する支援
- ②問題のある若者を抱えて精神的に余裕が無くなっている家族に対する支援
- ③高等学校との情報交換会の実施



◎実態の把握ができていなかった若者などの状況が徐々に見えてきたため、取り組むべき内容が明確になってきた。

2 事業の概要

(1) 家庭訪問等による相談支援

- ① 子ども・若者総合相談窓口と連携した相談支援
- ② 夜間や訪問等による相談支援

(2) ケース検討会議等の開催

- ① 家庭教育支援チームによるケース検討会議の開催
- ② 家庭教育支援会議の開催

(3) 家庭教育支援チーム等の人材育成

- ① スキルアップのための講習会の開催
- ② 有識者やスーパーバイザーによる助言

(4) 市民検討会議の開催

- ① 支援者と市民を対象とした、若者支援のためのソーシャルワーク構築のための講習会及び検討会議の開催

(5) 家族のつどいの開催

- ① 課題解決に繋がるような情報の提供
- ② つどい参加者から、家庭教育支援のニーズを把握

3 訪問の流れ

(1) 子ども・若者総合相談窓口連携した相談

- ①情報の収集、整理、アセスメント等を行い訪問等による相談支援を行う。
- ②家庭教育支援チームによる情報の共有
- ③有識者からの助言をもらう。
- ④再アセスメント、モニタリングの実施
- ⑤相談支援を継続。

(2) 夜間に家族のつどいを開催

- ①問題解決に繋がるような情報を提供。
- ②家族のつどいに併せて、相談窓口を開設。

※家族のつどい対応者

教育相談経験者

カウンセラー

コミュニティーソーシャルワーカー

ファイナンシャルプランナー

(生活困窮者自立支援関係研修受講者)

ピアサポーター

4 家庭支援の連携・協働体制

子ども・若者支援地域協議会

構成員：田原市、田原市教育委員会、田原警察署、保護司会、更生保護女性会、高等学校、中学校、小学校、社会教育委員、PTA、民生委員、保健所、社会福祉協議会、地域コミュニティ連合会、青少年健全育成推進協議会、健康福祉部、子ども会連絡協議会、スポーツ少年団、青少年健全育成活動団体
役割：基本的な運営方針の決定や、訪問型アウトリーチ家庭教育支援チームが円滑に運営されるための環境整備等について協議する
事務局：文化生涯学習課

子ども・若者総合相談窓口

教育委員会(調整機関)

ボランティア
民生委員
保護司

若者支援
機関等

訪問型アウトリーチ家庭教育支援チーム

構成員：文化生涯学習課、学校教育課、地域福祉課、健康課(保健師)、心理カウンセラー、子ども・若者総合相談窓口相談員、地域活動代表(相談経験者等)、NPO(青少年支援関係団体)等
役割：情報交換を行いながら実際に家庭訪問を行い、支援が必要な家庭についてアセスメント、相談、助言等を行う。
個別の役割：
◎学校教育課、地域福祉課、健康課(保健師)…情報の交換及び共有。事例検討。
◎心理カウンセラー、地域活動者代表(相談経験者等)…家庭訪問によるアセスメント、相談、助言、情報の交換及び共有
◎NPO(青少年支援関係)等…支援チームの活動や構成員に対する助言
◎事務局：文化生涯学習課

市民
検討
会議

社会福祉
協議会

ユース
アドバイザー
(若者の理解者)

家族のつどい

5 支援を行う人材の発掘や養成

人材の発掘と養成のための研修会等の開催

①支援者・当事者・市民を対象とした若者支援のための講習会の開催

②市民検討会議(グループワーク)の開催

③有識者やスーパーバイザーによる助言

※平成26年度は25年度に実施した若者支援のための研修会の参加者を中心に、教育相談経験者・カウンセリング経験者・ファイナンシャルプランナー・ピアサポーター(不登校の子どもを持つ親)など、多様な相談に対応できるよう幅広い分野から人材を発掘

家庭教育支援チームの人材育成

①若者支援のための講習会の開催

②行政機関等が行う研修会への参加

③有識者やスーパーバイザーによる助言



6 成果と課題

得られた成果

- ①高等学校・警察等の紹介から相談につながった
- ②家族への支援により中退を回避できた(実績4名)
- ③社会福祉協議会・市福祉部局・NPO等との連携が
図れた

得られなかった成果

- ①家庭訪問相談の充実
- ②出張相談の充実
- ③取り組みに対する周知強化とひきこもり等の若者の
活動の場の創出

見えてきた課題

- ①ソーシャルワーカーのような調整を行う人材が
いないため相談窓口で抱え込んでしまう
- ②気軽に参加できる若者の居場所がない
- ③中学卒業後の支援の場が不足している
- ③一般市民に対する周知度が低い

7 今後の展開と具体的な方針等

支援のあり方の検討

- ①生活困窮者自立支援制度と連動した支援を検討
- ②文化生涯学習課・地域福祉課・社会福祉協議会・
学校教育課・子育て支援課等との連携会議の開催
- ③中学卒業後の支援体制を強化するため、学校との
連携を強化し、家庭教育支援を重点においた
子ども・若者とその家族の支援について検討

事業についての検討等

- ①家庭教育支援チームに必要な専門性や内容を
整理して今後の事業内容を検討
- ②現状と課題を把握した上で、「支援」と「予防」の
2つの視点をもって段階に応じた研修会等の実施
について検討



ご清聴ありがとうございました

ございました

愛知県田原市

平成 27 年度「家庭教育支援における訪問型アウトリーチ支援事業」
中間報告概要シート

No.	受託自治体名
3	大分県別府市
事業名	別府市家庭訪問型アウトリーチ支援事業
1. 事業の目的、目指す成果	
<p>様々な理由で不登校となり、家庭にひきこもっている児童生徒や、課題を抱え、孤立しがちな家庭に対して、家庭教育支援員や学生ボランティア等が、定期的に家庭訪問し保護者には子育ての悩みや困りに寄り添った支援を、また、児童生徒には学習支援を中心としたかわりを行っていくことにより、家庭教育力の向上及び不登校を解消することを目的としている。</p> <p>事業終了時には、市内中学校校区にそれぞれ支援チームを設置し、1 名以上の児童生徒を支援する体制を整えるとともに、その児童生徒が教育支援室「ふれあいルーム」への通級及び学校復帰を果たす割合を 50%とする。</p>	
2. 事業の概要	
<p>別府市地域協議会と支援チームを組織し、市内 7 中学校校区でそれぞれ 1 名以上の対象児童生徒を選定する。家庭教育支援員及び学生ボランティアが定期的に家庭訪問し、保護者及び児童生徒とかかわっていく。定期的に支援チーム会議及び別府市地域協議会を開催し家庭や保護者の状況等の報告、以後の支援の在り方や方向性等の協議を行っていく。</p>	
3. 訪問型支援の概要（スキーム、支援の流れ等）	
<p>(1) 学校からの要請や長欠児童生徒報告書より対象児童生徒の選定</p> <p>(2) 家庭教育支援員及び事業担当者が保護者・児童生徒への事業説明</p> <p>(3) 関係者や関係団体への連絡及び支援チームの編成</p> <p>(4) 対象児童生徒の情報共有及び支援方を検討する支援チーム会議の開催</p> <p>(5) 学校と情報共有をしながら家庭教育支援員及び学生ボランティアによる訪問支援実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 週 1 回 1 時間程度 ○ 保護者…子育ての悩みや困りに寄り添った支援 ○ 児童生徒…学習活動を中心とした支援 <p>(6) 別府市地域協議会への報告</p> <p>(7) 学校への報告</p>	
4. 関係者、団体等との連携・協働体制	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>【事業全体】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>別府市地域協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係課 ○小中学校校長会会長 ○PTA 連合会会長 ○民生委員・児童委員協議会会長 ○学識経験者 ○家庭教育支援員 等 <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○別府市総合教育センター </div> <p style="text-align: center;">情報提供 ↑</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>学校</p> </div> <p style="text-align: center;">↓ 進捗報告</p> </div> <div style="width: 35%;"> <p>【訪問型支援部分】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">支援チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭教育支援員 (コーディネーター・スーパーバイザー) ○学生ボランティア ○民生委員・児童委員、主任児童委員 ○その他必要と認める者 □児童家庭課関係者 □社会福祉課関係者 □健康づくり推進課関係者 □CS推進委員会関係者 □学校関係者 □教育相談員 等 <p style="text-align: center;">○…常時支援チームに参加 □…必要に応じて支援チームに参加</p> </div> </div> <div style="width: 30%;"> <p style="text-align: center;">家庭</p> <p style="text-align: center;">児童生徒 保護者</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">調査・分析 ←</p> <p style="text-align: center;">⇄ 助言・評価 ⇄</p> <p style="text-align: center;">⇄ 支援・啓発 ⇄</p> <p style="text-align: center;">⇄ 家庭訪問 ⇄</p> <p style="text-align: center;">⇄ 相談 ⇄</p> </div>	

5. 訪問型支援を行う人材の発掘や養成方法など

(1) 家庭教育支援員

- 市内で家庭教育支援や家庭訪問型子育て支援ボランティアを行っている関係者や民生委員・児童委員等の中から人材を発掘する。

(2) 学生ボランティア

- 県内の大学に依頼し、募集する。
- 家庭教育支援に関する研修を年間4回実施し、資質の向上を図る。

6. 得られた成果・得られなかった成果

【得られた成果】

(1) ある児童の学校復帰

月	H26						支援開始						H27			
	4月	5月	6月	7月	9月	10月		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
欠席数	10	19	20	14	20	18		11	8	10	12	13	2	2	5	

(2) 安否不明児童の発見と適切な措置

家庭の事情ということで欠席していたにもかかわらず、保護者と連絡がとれずに安否不明であった支援児童を、関係する福祉部局（社会福祉課や児童家庭課）や警察と連携することにより、県外で生活する保護者とともに発見し、児童相談所への一時保護につなげることができた。

【想定していたが得られなかった成果】

(1) 教育支援室への通級や学校への復帰につなげることができなかった。

現在、教育支援室への通級や学校へ復帰した児童生徒は支援児童生徒全体の33%で、7割近くはそれが果たせていない。要因としては、対象とする児童生徒が全欠傾向の児童生徒（H26年度欠席数150日程度）であり、自尊感情や自己肯定感が低いことや、生活リズムの立て直しには時間がかかることが考えられる。

7. 事業を通して見えてきた課題

- 福祉関係部局との連携の在り方
- 地域人材の効果的な活用
- 学生ボランティアの資質向上
- 理解の得られない家庭の支援の在り方

8. 平成26年度を取組を踏まえた今後の展開の具体的な方針・戦略

H28年度より市内全小中学校でコミュニティスクールを導入し、その取組の中に本事業で構築したモデルケースを取り入れる予定である。H27年度は、そのための体制を確立する。H28年度以降は、民生委員・児童委員や学生ボランティア等の地域人材を活用しながら、地域が主体となった日常的・直接的な支援を展開していく。なお、事務局である別府市総合教育センターとしては、各支援チームのサポートを行っていく。

主な論点（案）

平成 25 年度に開催した「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」における審議の整理を踏まえて、以下のような点について、できるだけ具体的かつ実践的な議論を行い、訪問型家庭教育支援を行うためのマニュアル、養成講座のひな形を作成する。

＜「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」審議の整理抜粋＞

6. 家庭教育支援チームの在り方に関する今後の検討課題

(3) 訪問型家庭教育支援の手法の検討

- 訪問型家庭教育支援については、保護者の学習プログラムや親子参加型プログラムに参加できない保護者に対する支援として非常に効果的と考えられるが、問題を抱える保護者とのコミュニケーション、学校など関係機関との連携、トラブル防止などの対応も必要になってくる。より効果的な支援の在り方について、具体的な事例研究、検討が必要ではないか。

特に、ケース会議の手法、重篤なケースの見極め、重篤なケースの場合の関係機関へのつなぎ方、訪問時間や支援期間の設定など被支援者に踏み込みすぎないための基本的な事項などについても、具体的な検討が必要ではないか。

- また、訪問型家庭教育支援は、本来は家庭教育を行う主体者形成のためになされるものである。このような、保護者の主体性の形成に訪問型家庭教育支援が最終的に役割を果たすためには、即応的な取り組みだけでなく、見通しを持った支援活動が求められることになる。このような「寄り添い、いずれは離れていく」支援の全体像について、具体的な検討が必要ではないか。

＜検討事項＞

○訪問型家庭教育支援の手法について

(支援の内容・範囲)

- ・訪問型家庭教育支援として対応することが期待される内容（情報提供活動、相談対応、関係機関への橋渡し等）
- ・主な支援対象の範囲（どの程度の課題を抱える家庭を対象とするか、どの年齢層の子供を持つ家庭を対象とするか等）

(支援を行う体制構築)

- ・ 支援を行うに当たってのチーム編成に向けた手順 (メンバー構成の検討、運営・業務のルール作り等)
- ・ チームを継続的に運営していくため必要な支援策や行政の関わり方

(支援に当たっての具体的な取組)

- ・ 支援に当たって必要な技術・ノウハウ (アセスメント、傾聴、法律の基礎知識等)
- ・ 支援に当たって必要となるツール (身分証、訪問時に配布するリーフレット、訪問記録簿等)
- ・ 被支援者、支援者の双方を守るためのルール (守秘義務、個人情報保護等)

(家庭、地域とのつながりの形成)

- ・ 従来型の支援 (学習機会の提供、居場所づくり等) と複合させた支援
- ・ 訪問型家庭教育支援につなげるための家庭、地域との信頼関係の構築

○訪問型家庭教育支援を行う人材について

- ・ 必要な資質・能力の整理
- ・ 人材養成に必要な学習のプログラム
- ・ 人材の発掘手法

○関係機関との連携について

(特に、学校との関係)

- ・ 活動を行う場合に、学校とどのような連携が必要か (SSW 等の人材、組織)
- ・ 学校、教育委員会、教育センター (適応指導教室) 等との具体的な連携方策

(特に保健・福祉部局との関係)

- ・ 他の子育て支援機関・団体との連携方策
- ・ 保健・福祉部局との役割分担
- ・ 保健・福祉部局との連携・情報共有方策

平成 27 年度 「家庭教育の総合的推進に関する調査研究～訪問型家庭教育支援手法について～」

1. 趣旨・目的

平成 24 年度文部科学省調査では、地方自治体における家庭教育支援の課題として「家庭教育に関して関心の低い親や困難を抱える親への効果的な取組がない」の割合が最も高く、国として家庭や親へ届ける支援（アウトリーチ型支援）の手法について検討していく必要がある。

このため、全国で実施されている、訪問型家庭教育支援手法について実態把握を行うとともに、実態に基づき支援を行うのに必要な知見を整理し、訪問型家庭教育支援を行うためのマニュアル案及び養成講座案の開発を行う。

2. 委託内容

(1) 実態調査・文献調査

各地で実施されている訪問型支援の取組（自治体のほか、企業や NPO など民間団体が行うものも含む）や、訪問型家庭教育支援手法の開発の参考になる文献について、有識者等への聞き取り調査やインターネット等を活用した情報収集、現地調査等を行う。

（調査内容）

既存のマニュアル、具体的な取組手法、好事例、家庭教育支援以外のアウトリーチ型家庭支援手法、関係機関の連携事例 等

(2) マニュアル案及び養成講座案の開発

実態調査・文献調査で得られた情報を分析し、訪問型家庭教育支援を実施するに当たって必要となる知識や技術、支援を行う人材の養成方策、関係機関との連携方策等について整理しマニュアル案及び養成講座案の開発を行う。

（マニュアル案の作成内容）

家庭教育支援チームの作り方、学校や保健福祉行政などの関係機関とのつながり方、アセスメント手法、ケース会議の方法、家庭訪問や相談対応に当たってのスキル（傾聴、法律の基礎知識）やルール（守秘義務その他）、支援に必要な様式

（養成講座案の作成内容）

支援を行う人材が習得すべき科目とその概要

※本調査研究は、文部科学省が開催する「家庭教育支援手法等に関する検討委員会」の意見・助言を得て実施し、詳細は文部科学省と相談する。